

障 発 0702 第 1 号
令和 6 年 7 月 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知）」の一部改正について

身体障害者及び知的障害者に対する北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社等（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の旅客運賃の割引については、旅客鉄道株式会社等でそれぞれ実施されているところです。

今般、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引の対象に精神障害者が追加されたため、「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知）」（平成 31 年 2 月 15 日障発 0215 第 6 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別添新旧対照表のとおり改正し、精神障害者に対する割引に関する事項を追加し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引については、従前の取扱いから変更はありません。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。